

新潟市東区役所開発審査協議会設置要領

平成20年3月31日制定

(設置)

第1条 公共施設管理者相互間の連絡調整を図り、開発者に対し適正な指導を行うため、新潟市開発指導要綱（平成9年新潟市告示第33号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき新潟市東区役所開発審査協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、要綱第3条各号に掲げる開発行為について協議する。

(組織)

第3条 協議会は、別表に掲げる課等（以下「構成課」という。）の課長補佐（以下「構成員」という。）をもって組織する。

(会議の開催)

第4条 建設課長は、随時、構成員のうち審査すべき事案（以下「審査事案」という。）に関係する者を招集し、協議会の会議（以下「会議」という。）を開催するものとする。ただし、次に掲げる開発行為以外の開発行為に係る会議の開催については、文書による当該関係する者の協議をもって、これに代えることができる。

- (1) 開発区域が他の区役所の所管する区域にまたがる場合の開発行為
- (2) 建設課長が会議の開催について特に必要があると認める開発行為

(関係者等の会議への出席)

第5条 建設課長は、特に必要があると認める場合は、開発者等に対し、説明のため会議への出席を求めることができる。

2 建設課長は、審査事案により、構成課以外の課等に対し、会議への出席を求めることができる。

(開発行為事前協議書の副本の送付)

第6条 建設課長は、要綱第5条第2項の規定により開発者から開発行為事前協議書が提出された場合は、遅滞なく、構成課のうち審査事案に関係する課等（以下「関係構成課」という。）に対し、当該事前協議書の副本に会議の開催の日時等を付して、これを送付しなければならない。

(回答等の文書の提出)

第7条 関係構成課は、審査事案に係る会議の終了後1週間以内にその回答又は意見（以下「回答等」という。）を文書により建設課長に提出しなければならない。

(措置についての報告書の写しの送付)

第8条 建設課長は、開発者から回答等に対する措置についての報告書が提出された場合は、遅滞なく、その写しを関係構成課に送付しなければならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、建設課まちづくり係において処理する。

(委任)

第 10 条 この要領に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，その都度，別に定める。

附 則

この要領は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 3 条関係）

都市政策部 市街地整備課

下水道部 下水道管理センター 維持管理課

下水道部 東部地域下水道事務所

中央農業委員会事務局

消防局 東消防署 地域防災課

水道局 中央事業所 工務課

文化観光・スポーツ部 歴史文化課

東区役所 地域課

東区役所 区民生活課

東区役所 建設課